

議案第 1 1 4 号	社会福祉法人に関する事務の委託について
福祉総務課	社会福祉法人に関する事務を兵庫県に委託することを協議するため、地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項において準用する第 2 5 2 条の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求めるもの。
<p>【制定趣旨】 地域主権改革一括法により、社会福祉法人の所轄庁権限（定款認可、指導監査等）が市へ移譲されるが、当市においては事務執行に必要な体制及び経験が不十分である。このことから、市実施体制が整うまで当面の間、地方自治法に基づく県への事務委託を行い、もって地域福祉の適正な増進を図ろうとするもの。</p> <p>【根拠法令】 地方自治法第 252 条の 14 第 1 項（普通地方公共団体間の事務の委託） 地方自治法第 252 条の 14 第 3 項（委託に関する議会の議決）</p> <p>【規約内容】 ① 委託団体（市）及び受託団体（県） ② 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法 ③ 委託事務に要する経費の支弁の方法 ④ その他</p> <p>【施行期日】 平成 25 年 4 月 1 日</p> <p>【予算措置】 平成 25 年度予算に委託費 109,350 円を計上予定 ※交付税単価及び市域内所在法人事務件数をもとに県が算定する額</p> <p>【その他】 ●事務委託後の市の責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託する県が自己の事務として執行することにより、法令上の責任も県に帰属する形態となる。従って、委託後の市には特段の責務が生じない。 ・社会福祉法第 56 条第 1 項（指導監査）については、法令解釈上、「処分等を伴わない『一般的監督』に限っては国、県及び市に権限が併存する」とされているが、今回委託を行うことにより、この点についても市側の権能を失うことになる。 <p>●移譲事務の内容（主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款変更認可等（社会福祉法第 4 3 条ほか） 所轄庁は、社会福祉法人から定款変更認可申請等が行われた場合は、厚生労働省令で定める手続に従い、その内容が法令の規定に違反していないかどうか等の審査を行い、適正と認められれば定款変更を認可する。 ・指導監査（社会福祉法第 5 6 条ほか） 社会福祉法人に対する指導監査は、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図る目的で、関係法令や通知による法人運営、事業経営に関する指導監査事項について行う。 ・設立等認可（社会福祉法第 3 1 条ほか） 所轄庁は、社会福祉法人を設立しようとする者から設立認可申請が行われた場合は、厚生労働省令で定める手続に従い、社会福祉法人としての要件を満たしているか、その定款の内容及び設立の手続が法令の規定に違反していないかどうか等の審査を行う。 ・現況報告書の受理（社会福祉法第 5 9 条ほか） 社会福祉法人は、毎会計年度終了後 3 カ月以内に次に掲げる事項についての現況報告書を所轄庁に提出しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ①当該会計年度の初日（4 月 1 日付）における役員の氏名及び職業並びに代表権を有する者の住所及び年齢 ②前会計年度における事業の概要 ③前会計年度末における主要な財産の所有状況 上記のほか、前会計年度末における貸借対照表及び前会計年度の収支計算書を添付 	